06【外務省】国家戦略特区等提案検討要請回答

管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
区域29-003-01	愛知県	医療ツーリズム推進に向けた愛知県からの規制改革提案	できるだけ早期に治療が必要な外国人患者の医療滞在ビザ発給の迅速化を図り、愛知の優れた医療技術を外国人に提供する機会の拡大、国際的な医療協力を推進する。	入国のために必要な書類の準備や、ビザ発給のための審査期間（ビザの申請から発給までに必要な期間は、原則として、申請受理の翌日から起算して５業務日〔概ね１週間〕）などで時間を要し、治療の開始が遅れ、病気が進行してしまう恐れがある。	査証事務処理規則 出入国管理及び難民認定法第20条、第21条	医療滞在ビザにつき、一定の条件を満たした場合には、申請書類の簡素化や最優先審査等により、申請から発給までの期間を大幅に短縮する（できれば即日発給）。	外務省	治療目的で来日する外国人にとって，「医療滞在ビザ」は人道的観点も踏まえ，「短期滞在ビザ」よりも一層利用しやすいものとなっている（提出書類，滞在期間，有効期間等）。 　医療滞在ビザ用の審査書類の更なる簡素化については，制度を悪用される可能性も排除できないため，関係省庁とともに慎重な協議・検討を要する。 　また，ビザの発給に当たっては，国際交流促進の観点から，善良な外国人に対する迅速な査証発給を心がける一方，我が国の利益を害する行為を行う外国人の入国を阻止する必要があり，適正な審査を実施する必要がある。 　そのため，申請から発給まで一定期間を確保することは必要であり，当該期間を大幅に短縮することは困難である。 　なお，これまでも早急な治療を要すると主張する申請者がそれを裏付ける本邦医師作成診断書等を添付し，医療滞在ビザを申請した場合に，人道的配慮を要する緊急案件として判断されれば，可能な限り速やかな査証発給を行っている。 　今後，上記診断書添付の取扱いについて，在外公館への通達及び身元保証機関用取扱要領への追記を検討する。
区域29-005	東京都 学校法人聖路加国際大学 聖路加国際病院	外国人医師の特例緩和について	現在の制度下では英語で実施した医師国家試験に合格した外国人医師の診療を受ける患者は日本の国民健康保険を利用できない。 　一方で、日本に3か月以上滞在する外国人の多くは国民健康保険に加入している。（聖路加国際病院を受診する総数25,600人/2015年の外国人患者のうち約7割が保険証を持参している。） 　そのため外国人医師受診のニーズが高いと想定される在日外国人は、保険診療を選択するため、外国人医師を避け、日本人医師の診療を受診せざるを得ない状況である。 　ついては、特区において、二国間協定にある「日本の公的医療保険を利用しないこと」の要件を緩和し、時代のニーズに沿った医療を提供し、国際都市・東京の実現に繋げる。	二国間協定に基づき、英語による医師国家試験に合格した外国人医師は一定の条件を付した医師免許が付され、日本で医業を行うことができる。 　その一定の条件の中に、「日本の公的医療保険を利用しないこと」があり、日本の国民健康保険に加入する多くの在日外国人のニーズに沿った医療の提供が困難となっている。	二国間協定（医師相互開業のとりきめ） 平成27年１月29日医政発0129第８号厚生労働省医政局長通知 平成28年７月13日国家戦略特区WGにおける厚生労働省提出資料 平成29年５月22日国家戦略特区諮問会議における資料「平成28年度国家戦略特別区域の評価について」	特区においては、二国間協定に基づく外国医師が行う、外国人一般の患者に対する診療について、日本の公的医療保険の対象とする。	外務省 厚生労働省	現在の英国、米国、ドイツ、シンガポール及びフランスとの「二国間協定」制度下では、「英語による」医師国家試験を実施し、当該試験に合格した外国人医師に対し、一定の条件を付した医師免許を与えておりますが、当該医師国家試験については、あくまでも、我が国に来られる外国人観光客等に対し医療を提供することを前提に実施しているものであり、我が国で広く医療を提供する保険医になることを前提に実施しているものではありません。 　また、当該「二国間協定」の下で医師免許を付与される外国人医師が、日本の保険の適用が認められている外国人を診療した場合に公的医療保険の対象とする場合、健康保険法に基づくと、保険医の登録が必要と解されるところ、以下の点について慎重な整理が必要であり、認めることが困難であると考えております。 ①保険医として、日本の法令を十分に理解し、遵守する必要があるところ、現行の制度の下では日本の医療保険制度に精通しているか確認できない外国人医師に、日本の医療保険制度をそのまま適用できるのか。 ②保険医の指定を受ける以上、日本の保険医と同様に診療の一般的方針（療養担当規則（ひいては健康保険法））を遵守し、日本人に対する診療にも応じる必要があるが、当該外国人医師がそのような対応が可能であるか。 ③当該「二国間協定」は双務主義を基本としていることを踏まえると、どちらかに負担の偏りが生じる場合、自国民（今回の場合日本国民）からの理解が得られるかどうか、また、両国同様の条件に緩和（両国共に公的医療保険の解禁）する場合、その必要性があるか。